

令和7年度

学校施設特定建築物等定期報告業務

仕 様 書

穴栗市教育委員会事務局
施設整備課

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、宍粟市が所掌する施設のうち、別表に定める施設について建築基準法第12条の規定に基づく定期点検（特定建築物、防火設備）のための検査及び報告書を作成し兵庫県建築防災センターへ提出（以下「定期検査報告」という。）する業務を実施する場合に適用するものとする。

(履行期間)

第2条 履行期間は、契約締結の日の翌日から令和7年12月26日とする。

(履行場所)

第3条 履行場所は、別表に示す施設が設置されている場所で別添位置図に示すとおりとする。

(業務内容)

第4条 本業務は、別表に示す施設の定期検査報告をおこなうものとする。なお、定期検査に係る兵庫県建築防災センターへ報告書を提出する際に必要となる指導手数料は委託費に含むものとする。

(用語の定義)

第5条 用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 この仕様書において、「委託者」とは、定期検査報告等の業務を委託する者をいう。
- 二 この仕様書において、「受託者」とは、この業務の委託者と委託契約を締結した者をいう。
- 三 この仕様書において、「業務監督員」とは、委託者が定期検査報告等の施行について監督し、又は指示する者として受託者に通知した職員をいう。
- 四 この仕様書において、「主任技術者」とは、一級若しくは二級建築士又は特定建築物調査資格者、建築設備検査資格者で、受託者が委託者に届け出た者をいう。
- 五 この仕様書において、「設計図書」とは、この仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

(提出書類)

第6条 受託者は、契約締結後、契約に係る次の各号に定める関係書類をこの業務の委託者が指定した様式により、業務監督員を経て委託者に遅延なく提出しなければならない。ただし、業務請負代金額に係る請求書は除く。

- 一 契約書
- 二 誓約書（暴力団排除推進条例）
- 三 役員等調書及び照会承諾書
- 四 主任技術者等届
- 五 主任技術者経歴書
- 六 点検に関する資格を証明するものの写し

2 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(打合せ等)

第7条 定期検査報告等の業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と業務監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 主任技術者と業務監督員は、定期検査報告等の業務に着手した時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

3 主任技術者は、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに業務監

督員と協議しなければならない。

（資料の貸与及び返却）

第8条 業務監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、資料貸与通知書により受託者に貸与するものとし、受託者は、当該支給資料等を受領したときは、速やかに、資料受領書を業務監督員に提出しなければならない。

2 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料の必要がなくなった場合は、資料返却書を添付し、速やかに、業務監督員に返却しなければならない。

3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

（関係官公庁への手続等）

第9条 委託者は、定期検査報告等の業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続の際には協力しなければならない。

2 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅延なくその旨を業務監督員に報告し協議しなければならない。

（成果品の提出）

第10条 受託者は、定期検査報告等の業務が完了した場合には、兵庫県建築防災センターへ提出する報告書とは別に次表に掲げる成果品を業務完了届とともに提出し、検査を受けなければならない。

成果品	備考
特定建築物定期検査報告書（1施設につき1部ずつ）	ファイルに編冊のこと
防火設備定期検査報告書（1施設につき1部ずつ）	ファイルに編冊のこと

2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は業務監督員の指示に対して同意した場合には、履行期間中においても、成果品の部分引渡しを行わなければならない。

（関連法令及び条例の遵守）

第11条 受託者は、定期検査報告等の業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

（守秘義務）

第12条 受託者は、定期検査報告等の業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、委託者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（疑義）

第13条 受託者は、定期検査報告等の業務を行うに当たり、契約図書等に疑義が生じた場合は、業務監督員の指示を受けなければならない。

別表 建築基準法第 12 条に係る定期点検（特定建築物、防火設備）を行う建物

No	学校名	所在地	主要用途	構造規模	面積	特定建築物定期報告	防火設備定期報告	防火シャッター（箇所）	防火扉（箇所）
1	山崎小学校	穴栗市山崎町鹿沢 82-1	校舎	RC 造 3F	5,542 m ²	○	○	3	16
2	山崎西小学校	穴栗市山崎町青木 106	校舎	RC 造 3F	3,087 m ²	○	○	0	6
3	山崎南小学校	穴栗市山崎町御名 20-2	校舎（北棟）	RC 造 3F	2,104 m ²	○	○	0	6
4	河東小学校	穴栗市山崎町神谷 377	校舎（北棟）	RC 造 3F	2,452 m ²	○	○	0	6
5	河東小学校	穴栗市山崎町神谷 377	校舎（南棟）	RC 造 3F	1,438 m ²	○	○	0	6
6	神野小学校	穴栗市山崎町田井 645-9	校舎	RC 造 3F	3,161 m ²	○	○	2	7
7	蔦沢小学校	穴栗市山崎町宇野 419-1	校舎	RC 造 3F	1,793 m ²	○	○	2	4
8	はりま一宮小学校	穴栗市一宮町東市場 788	校舎	RC 造 3F	4,429 m ²	○	○	0	15
9	波賀小学校	穴栗市波賀町安賀 748-2	校舎	RC 造 2F	3,694 m ²	○	—	※0	※8
10	千種小学校	穴栗市千種町千草 29	校舎	RC 造 3F	3,454 m ²	○	○	0	8
11	山崎西中学校	穴栗市山崎町鹿沢 88-2	校舎	RC 造 4F	4,795 m ²	○	○	0	12
12	山崎南中学校	穴栗市山崎町金谷 40	校舎	RC 造 3F	3,437 m ²	○	○	0	9
13	山崎東中学校	穴栗市山崎町三津 371	校舎	RC 造 4F	4,364 m ²	○	○	1	13
14	一宮南中学校	穴栗市一宮町東市場 834	校舎	RC 造 3F	3,805 m ²	○	○	12	9
15	一宮北中学校	穴栗市一宮町三方町 274	校舎	RC 造 3F	2,859 m ²	○	○	28	9
16	波賀中学校	穴栗市波賀町安賀 244	校舎	RC 造 4F	3,085 m ²	○	○	0	8
17	千種中学校	穴栗市千種町河呂 60-5	校舎	RC 造 4F	2,799 m ²	○	○	0	18

※波賀小学校は、法第 12 条に係る定期点検報告（防火設備）の対象外建築物。

建築基準法第 12 条に係る定期点検（特定建築物）

小学校：9 校（10 棟）

中学校：7 校（7 棟）

合 計：16 校（17 棟）

建築基準法第 12 条に係る定期点検（防火設備）

小学校：8 校（9 棟）

中学校：7 校（7 棟）

合 計：15 校（16 棟）